

公益事業等の争議行為に係る現行法における諸規制

1 労働関係調整法による公益事業等の労働争議調整

注：公益事業（第8条）

- ①運輸事業、②郵便、信書便又は電気通信の事業、
- ③水道、電気又はガスの供給の事業、④医療又は公衆衛生の事業、
- ⑤内閣総理大臣による臨時追加指定（実績なし）

（1）公益事業については10日前までの争議予告義務（第37条）

（⇔それ以外の事業は事後届出）

（2）緊急調整（第35条の2～第35条の5）

- ・ ①公益事業に関するもの、②規模が大きいもの、又は③特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、内閣総理大臣は、中央労働委員会（以下「中労委」という。）の意見を聞いて緊急調整の決定をすることができる。

* 緊急調整の決定の実績 1件

昭和27年12月 石炭争議（緊急調整の決定後スト終結）

- ・ 中労委は、斡旋、調停、仲裁のほか、事件の実情調査及び公表、勧告を行うことができる。
- ・ 緊急調整の公表から50日間は、争議行為禁止（第38条）。

（3）安全保持施設の正常な維持・運行を停廃し又は妨げる争議行為の禁止（第36条）

（4）日本電信電話株式会社に関する特例（昭和60年4月～昭和63年9月）

※ 電電公社民営化（NTT設立）時から3年半設けられていた経過的措置

日本電信電話株式会社に関する事件であって争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるとして労働大臣が認定し、中労委に調停の請求をしたとき

- ・ 中労委は事件の実情及び調停の経過を公表することができる。
- ・ 緊急調整を除き他の公益事業の事件に優先して調停を取り扱う。
- ・ 調停請求の公表から調停終了の公表までの間（15日間まで）は争議行為禁止。

2 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（スト規制法）による禁止

（１）電気事業

電気の正常な供給を停止する争議行為その他電気の正常な供給を阻害する争議行為の禁止

（２）石炭鉱業

保安業務の正常な運営を停廃し、人に対する危害、鉱物資源の減失・重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずる争議行為の禁止

3 船員法による禁止（第３０条）

労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又は争議行為により人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、してはならない。

【労働関係調整法（昭和21年9月27日法律第25号）】（抜粋）

第一章 総則

第八条 この法律において公益事業とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。

- 一 運輸事業
- 二 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 三 水道、電気又はガスの供給の事業
- 四 医療又は公衆衛生の事業

② 内閣総理大臣は、前項の事業の外、国会の承認を経て、業務の停廃が国民経済を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

③ 内閣総理大臣は、前項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第四章の二 緊急調整

第三十五条の二 内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴かななければならない。

③ 内閣総理大臣は、緊急調整の決定をしたときは、直ちに、理由を附してその旨を公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない。

第三十五条の三 中央労働委員会は、前条第三項の通知を受けたときは、その事件を解決するため、最大限の努力を尽さなければならない。

② 中央労働委員会は、前項の任務を遂行するため、その事件について、左の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- 一 斡旋を行ふこと。
- 二 調停を行ふこと。
- 三 仲裁を行ふこと（第三十条各号に該当する場合に限る。）。
- 四 事件の実情を調査し、及び公表すること。
- 五 解決のため必要と認める措置をとるべきことを勧告すること。

③ 前項第二号の調停は、第十八条各号に該当しない場合であつても、これを行ふことができる。

第三十五条の四 中央労働委員会は、緊急調整の決定に係る事件については、他のすべての事件に優先してこれを処理しなければならない。

第三十五条の五 第三十五条の二の規定により内閣総理大臣がした決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

第五章 争議行為の制限禁止等

第三十六条 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをなすことはできない。

第三十七条 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少なくとも十日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

② 緊急調整の決定があつた公益事業に関する事件については、前項の規定による通知は、第三十八条に規定する期間を経過した後でなければこれをすることができない。

第三十八条 緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十日間は、争議行為をなすことができない。

第三十九条 第三十七条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを十万円以下の罰金に処する。

② 前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役、執行役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

③ 一個の争議行為に関し科する罰金の総額は、十万円を超えることはできない。

④ 法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議団等の団体であつて解散したものに、第一項の規定を適用するについては、その団体は、なほ存続するものとみなす。

第四十条 第三十八条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを二十万円以下の罰金に処する。

② 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において同条第三項中「十万円」とあるのは、「二十万円」と読み替へるものとする。

**【電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律
(昭和 28 年 8 月 7 日法律第 171 号)】**

第一条 この法律は、電気事業(一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ。)及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

第二条 電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。

第三条 石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるものをしてはならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律施行の日から起算して三年を経過したときは、その経過後二十日以内に、もしその経過した日から起算して二十日を経過した日に国会閉会中の場合は国会召集後十日以内に、この法律を存続させるかどうかについて、国会の議決を求めなければならない。この場合において、この法律を存続させない旨の議決があつたとき、又は当該国会の会期中にこの法律を存続させる旨の議決がなかつたときは、その日の経過した日から、この法律は、その効力を失う。
- 3 前項の規定によりこの法律がその効力を失つたときは、政府は、速やかにその旨を公示しなければならない。

注・電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続について
(官報官庁報告)

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和 28 年法律第 171 号)は、同法附則第 2 項の規定により、昭和 31 年 12 月 8 日、同法を存続させる旨の国会の議決があつたので、今後引き続き存続することとなつた。

昭和 31 年 12 月 13 日

労働大臣 倉 石 忠 雄